

板橋清掃工場建替事業説明会

- ➡ 1 開 会
- ➡ 2 説明者紹介
- ➡ 3 説 明
- ➡ 4 質 疑 応 答
- ➡ 5 閉 会

場所：板橋清掃工場 1階 見学者説明室

日時：令和8年10月30日（金）午後7時～8時30分

令和8年10月31日（土）午前10時00分～11時30分
午後2時～3時30分



東京二十三区清掃一部事務組合 1

本日の説明内容

- 板橋清掃工場建替事業について
 - (1) 東京二十三区清掃一部事務組合とは
 - (2) 板橋清掃工場の沿革について
 - (3) 板橋清掃工場建替事業の概要について
 - (3)－1 全体工程（予定）
 - (3)－2 建替計画
 - (3)－3 環境影響評価手続
- 一般廃棄物処理基本計画について
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画とは
 - (2) 第6次計画（令和8年7月改定）について
 - (2)－1 ごみ量推計について
 - (2)－2 施設整備計画について

本日の説明ですが、「板橋清掃工場建替事業について」、「一般廃棄物処理基本計画について」、この2つの内容をご説明します。

本日の説明内容

■ 板橋清掃工場建替事業について

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合とは
- (2) 板橋清掃工場の沿革について
- (3) 板橋清掃工場建替事業の概要について
 - (3)－1 全体工程（予定）
 - (3)－2 建替計画
 - (3)－3 環境影響評価手続

■ 一般廃棄物処理基本計画について

- (1) 一般廃棄物処理基本計画とは
- (2) 第6次計画（令和8年7月改定）について
 - (2)－1 ごみ量推計について
 - (2)－2 施設整備計画について

最初に、板橋清掃工場建替事業についてご説明します。

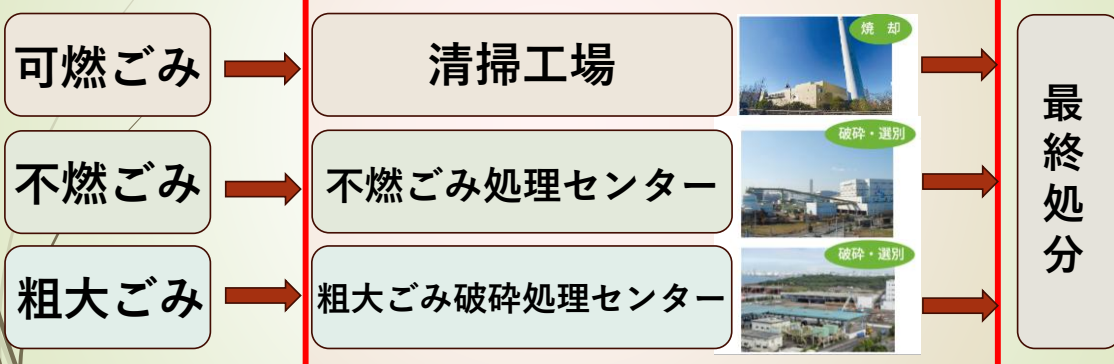
板橋清掃工場建替事業について

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合とは

【収集・運搬】各区

【中間処理】清掃一組

【最終処分】



東京二十三区清掃一部事務組合

4

建替事業を説明する前に、私どもの組織である「東京二十三区清掃一部事務組合」（以下「清掃一組」という）をご説明します。

清掃事業は、ごみを集めて運ぶ「収集・運搬」、ごみの焼却や粗大ごみの破碎などを行う「中間処理」、埋立などによる「最終処分」の3つの過程からなり、かつては東京都が全て行っていました。平成12（2000）年4月1日に、東京都から23区に移管されました。

平成12（2000）年4月1日以降、清掃事業は23区の所掌となり、「収集・運搬」は23区の各区が実施、「中間処理」は清掃工場等がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から23区が共同で処理をすることになりました。

「清掃一組」は、この共同処理を行うため、23区の総意により設置された「特別地方公共団体」です。

スライドの赤枠内が清掃一組が行っている「中間処理」の事業です。清掃工場ではごみの焼却、不燃ごみ処理センターや粗大ごみ破碎処理センターではごみの破碎、ごみを燃やした際に発生する灰等を最終処分場まで運搬する事業を行っています。

なお、最終処分については、23区と清掃一組が、処分場を管理する東京都に委託しています。

板橋清掃工場建替事業について

(2) 板橋清掃工場の沿革について

施設	旧工場	現工場※1	新工場
稼働時期	S49～H11	H14～R12 (予定)	R22 (予定)
焼却炉	1,200t/日 (300t/日×4炉)	600t/日 (300t/日×2炉)	900t/日
灰溶融炉	—	180t/日※2 (90t/日×2炉)	—

※1 プラント更新により建物は再利用

※2 灰溶融炉は平成28(2016)年4月より休止

5

板橋清掃工場の沿革をご説明します。

旧工場は、日量1,200トン燃やせる焼却炉(300トン×4炉)を備えた24時間稼働の工場として、昭和49(1974)年にしゅん工し、平成11(1999)年まで稼働しました。

現工場は、日量600トンの焼却炉(300トン×2炉)と日量180トン(90トン×2炉)の灰溶融炉を設置し、平成14(2002)年にしゅん工しました。現工場は、旧工場の建物を再利用し、プラント設備のみ更新する「プラント更新工事」を行いました。

今回の建替事業では、清掃工場の建替えが続く状況においても安定的な全量処理体制を確保するため、灰溶融炉を再度焼却炉へ置き換え、施設規模を日量900トンに見直し、令和22(2040)年度のしゅん工を予定しています。

施設整備計画

工場名	しゅん工 年月	施設規模	計 画 期 間																参考期間	
			R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)	R23年度～ R30年度 (2041～ 2048)		
港	H11.1	300トン ×3戸	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	整備予定		
豊 島	H11.6	200トン ×2戸	27	28	延命化		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	整備予定
渋谷	H13.7	200トン ×1戸	25	26	27	延命化		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
中央	H13.7	300トン ×2戸	25	26	27	延命化		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定
板 橋	H14.11	300トン ×2戸	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	建替(解体/建設):900ト												
多摩川	H15.6	150トン ×2戸	23 (53)	*24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	建替(解体/建設):600ト											
足 立	H17.3	350トン ×2戸	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	*26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	建替(解体/建設):900ト								
品 川	H18.3	300トン ×2戸	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	*26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	建替(解体/建設):900ト							
葛 飾	H18.12	250トン ×2戸	20 (50)	21 (51)	22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	*29 (59)	30 (60)	31 (61)	32 (62)	33 (63)	建替(解体/建設):900ト			
世田谷	R15.12 (予定)	300トン ×2戸	建替(解体/建設):600ト								1	2	3	4	5	6	7			

東京二十三区清掃一部事務組合
一般廃棄物処理基本計画(第6次)
令和8(2026)年7月 より

清掃一組の一般廃棄物処理基本計画で定められた板橋清掃工場の施設整備計画です。
この計画に基づき、本年度から建替計画の策定を開始します。建替工事は令和13
(2031)年度に開始し、令和22(2040)年度のしゅん工を予定しています。
なお、一般廃棄物処理基本計画については、後ほどご説明します。

(3) - 1 全体工程 (予定)

- ➡ ①建替計画の策定 (令和8年度～9年度)
- ➡ ②環境影響評価手続及び事後調査手続 (令和9年度～24年度)
- ➡ ③解体・建設工事 (令和13年度～22年度)

[illegible]

7

大まかに3つの行程に分けられます。

①は建替計画の策定として、令和9（2027）年度中にまとめる予定です。

②は環境影響評価手続として、建替計画をもとに環境影響評価を行い、令和12（2030）年度に「環境影響評価書」まとめ東京都へ提出します。その後「事後調査」と呼ばれる調査を行います。

③は解体・建設工事となります。令和13（2031）年度に解体・建設工事を開始し、令和22（2040）年度にしゅん工する予定です。

板橋清掃工場建替事業について

(3) 板橋清掃工場建替事業の概要について

(3) - 2 建替計画

- 建替計画とは
建替工事に関する**基本的な項目を定めるもの**

- 建替計画策定の流れ

- ・ 調査及び検討
- ・ 建替計画（素案）の作成
- ・ 建替計画（素案）説明会
- ・ 意見募集
- ・ 建替計画策定

8

建替計画についてご説明します。

建替計画とは、工事に関する基本的な事項を定めるものです。具体的には、建替事業における基本方針や、建物の外観イメージ、環境保全として煙突から排出されるガスの条件などについて計画しています。

建替計画を策定するまでの流れはスライドにお示ししているとおりです。

現在は、調査及び検討、建替計画の（素案）の作成を行っています。

建替計画（素案）について、来年度の夏頃に説明会を開催し、住民の皆様からご意見をお伺いします。

その説明会での皆様のご意見を参考にさせていただき、建替計画の最終版を策定します。

板橋清掃工場建替事業について

(3) 板橋清掃工場建替事業の概要について

(3) - 3 環境影響評価手続

- 大規模事業の実施に際し、東京都環境影響評価条例によって定められた手続
 - 環境に与える影響を予測・評価
 - 予測・評価に基づく「環境影響評価書案」の作成
 - 住民や関係自治体の意見聴取
 - 専門家による審議会での審査
- ➡ 環境への影響を低減する仕組み

9

環境影響評価手続についてご説明します。

環境影響評価とは、東京都の条例に基づいて実施するもので、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測し、事業実施による環境への影響を評価する手続となっています。

はじめに建替事業が、環境に与える影響を予測・評価し、その予測・評価に基づき「環境影響評価書案」を作成します。その後、住民説明会を行い、住民の皆様や関係自治体の意見を聴いたうえで、専門家による東京都環境影響評価審議会が開催され、専門的立場からの審査を受けることとなっています。

環境影響評価は、事業実施に伴う環境への影響をできるだけ少なくするための、一連の手続となっています。

板橋清掃工場建替事業について

(3) 板橋清掃工場建替事業の概要について

(3) - 3 環境影響評価手続

■ 環境影響評価項目

- | | | |
|-------------------|-------------|------------|
| (1) 大気汚染 | (2) 悪臭 | (3) 騒音・振動 |
| (4) 水質汚濁 | (5) 土壌汚染 | (6) 地盤 |
| (7) 地形・地質 | (8) 水循環 | (9) 生物・生態系 |
| (10) 日影 | (11) 電波障害 | (12) 風環境 |
| (13) 景観 | (14) 史跡・文化財 | |
| (15) 自然との触れ合い活動の場 | (16) 廃棄物 | |
| (17) 温室効果ガス | | |

➡ 17項目から評価項目を選定

10

環境への影響の予測・評価を行う項目についてご説明します。

環境影響への評価項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動など、全部で17項目が定められています。

この評価項目の中から、今回の建替事業が影響を及ぼす項目を選定して、予測・評価をしていきます。

板橋清掃工場建替事業について

(3) 板橋清掃工場建替事業の概要について

(3) - 3 環境影響評価手続

■ 環境影響評価手続の流れ

- ・「調査計画書」の提出
- ・ 意見募集
- ・「評価書案」の提出
- ・ 評価書案説明会の開催
- ・ 意見募集
- ・「評価書」の提出
- ・ 工事の施工に伴う事後調査手続

11

環境影響評価手続の流れをご説明します。

まず、どのように環境影響評価を行うかを検討して「調査計画書」を作成し、東京都へ提出します。この「調査計画書」を、東京都が公示・縦覧を行い、関係する自治体や住民の皆様のご意見を募集します。

頂いたご意見を参考に「評価書案」を作成し、こちらも東京都へ提出したのち、公示・縦覧が行われます。

また、清掃一組が「評価書案説明会」を開催し、皆様のご意見を募集します。

頂いたご意見や、東京都の審議会の審査を基に、環境影響評価の内容を決定し、「評価書」を東京都へ提出します。

その後、建替工事へ着手した後に、予測評価した結果と工事の施工に伴う影響を比較するため、事後調査を行います。

事後調査は、工場のしゅん工後まで行います。

板橋清掃工場建替事業について

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13~22	R23~
建替計画の策定							
環境影響評価							
工事等							

事業説明会（本日）

◆ 建替計画（素案）説明会

環境影響評価手続

事後調査手続

◆ 評価書案説明会

解体／建設工事

新工場

◆ 解体工事説明会

◆ 建設工事説明会

12

板橋清掃工場建替事業について、全体のスケジュールです。

建替計画の策定は、令和8（2026）年度から令和9（2027）年度にかけて行います。建替計画を策定するにあたり、令和9（2027）年の夏頃に「建替計画（素案）説明会」を開催し、皆様のご意見を参考にしたうえで建替計画を策定します。

環境影響評価は、建替計画に基づき「環境影響評価書」作成し、令和12（2030）年度に東京都へ提出します。この手続の途中、評価書の案がまとまった段階で「評価書案説明会」を開催します。工事着工後は、事後調査を実施していきます。

建替工事は、令和13（2031）年度に着工を予定しています。解体工事の開始前に「解体工事説明会」、建設工事の開始前に「建設工事説明会」を開催し、工事の詳細についてご説明します。新工場の完成は、令和22（2040）年度を予定しております。

10年以上にわたる長期の事業となります。皆様のご理解とご協力を賜りながら、進めてまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

本日の説明内容

■ 板橋清掃工場建替事業について

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合とは
- (2) 板橋清掃工場の沿革について
- (3) 板橋清掃工場建替事業の概要について
 - (3)－1 全体工程（予定）
 - (2)－2 建替計画
 - (3)－3 環境影響評価手続

■ 一般廃棄物処理基本計画について

- (1) 一般廃棄物処理基本計画とは
- (2) 第6次計画（令和8年7月改定）について
 - (2)－1 ごみ量推計について
 - (2)－2 施設整備計画について

13

続いて、本日の説明内容の2つ目である、一般廃棄物処理基本計画についてご説明します。

一般廃棄物処理基本計画について

(1) 一般廃棄物処理基本計画とは

■ 清掃一組の一廃計画の概要

ごみの中間処理を担う清掃一組が23区から発生するごみを

**“将来にわたって安定的に全量処理するため”
の計画**

14

私たち清掃一組の一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という）は、23区から発生するごみを将来にわたって安定的に全量処理するための計画です。

なお、一廃計画の策定に当たっては、23区の清掃主管や東京都とともに検討を行い、23区長の合意を得たものとなっております。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画（令和8年7月改定）について

■ 第6次計画への改定

- ・ 改定時期 令和8年7月改定
- ・ 計画期間 令和8年度から令和22年度まで（15年間）

主な内容

23区の概況とごみ処理の現状

ごみ量推計

施設整備計画

最終処分場の延命化

15

一廃計画は令和8（2026）年7月に第6次計画へ改定しました。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和22（2040）年度までの15年間です。

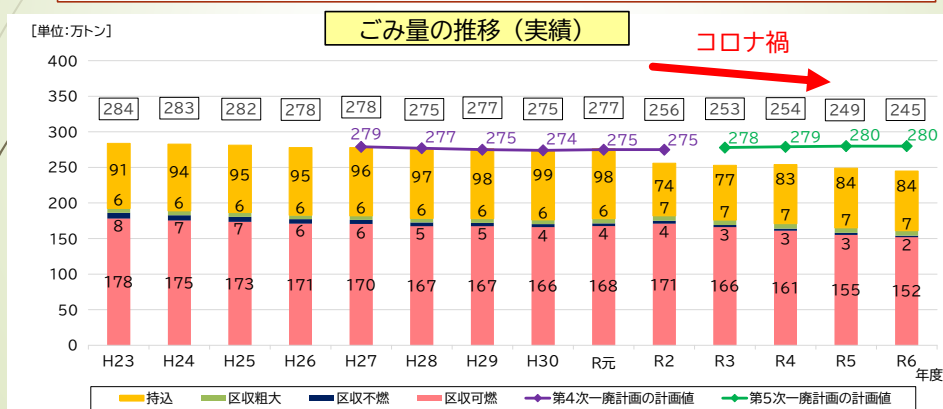
第6次計画の主な内容は、表のとおりですが、本日はこのうち、ごみ量推計と施設整備計画についてご説明いたします。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画（令和8年7月改定）について

ごみ量推計

・コロナ禍以降の人口や経済の動向 など



16

「ごみ量推計」についてご説明します。

ごみ量は、コロナ禍を境に、特に事業系持込ごみが大きく減少しました。

また、製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、食品ロスの削減に向けた取組など、今後も様々なごみ減量施策が各区で実施される見込みです。

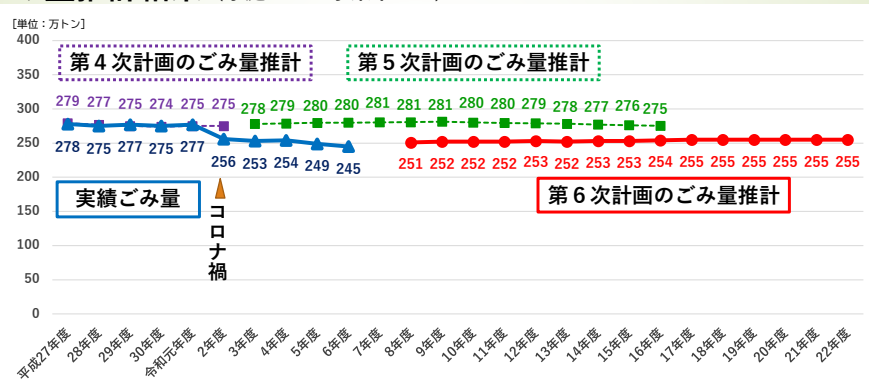
第6次計画の基礎となるごみ量は、このような社会・経済状況や人口の動向を、ごみ減量施策については、削減効果が表れた実績を踏まえて推計しました。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画（令和8年7月改定）について

(2) - 1 ごみ量推計について

■ ごみ量推計結果（家庭ごみ＋事業系ごみ）



家庭ごみは緩やかに減少し、事業系ごみは緩やかに増加することから、**総量としてのごみ量は、250万トン台のほぼ横ばいで推移**

17

ごみ量推計結果がこちらのグラフです。

赤い折れ線が第6次計画におけるごみ量推計で、家庭ごみと事業系ごみのごみ量の合計を示しています。

家庭ごみが緩やかに減少する一方、事業系ごみが緩やかに増加することから、家庭ごみと事業系ごみを合わせた総ごみ量は250万トン台のほぼ横ばいで推移する推計結果となっています。

なお、清掃一組で行うごみ量推計は、この後ご説明する、清掃工場など中間処理施設の施設整備を計画するための推計となっています。

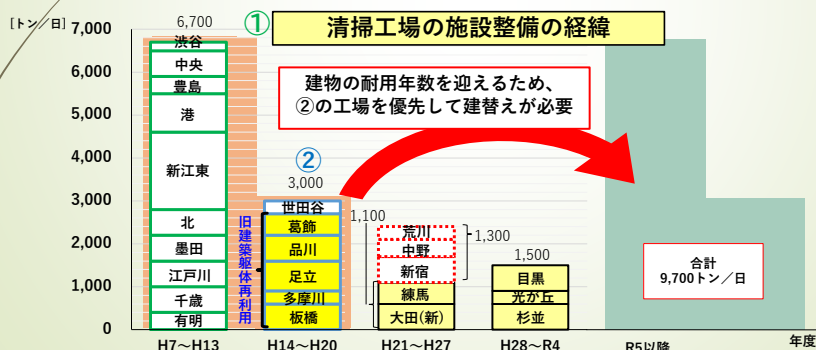
そのため、すでに取組が始まっているプラスチックの資源化はその減量効果を見込んでおりますが、今後新たに始めるような取組については、正確な減量効果が測れないため、見込まないという考え方となっております。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画（令和8年7月改定）について

施設整備計画

- ・平成初頭に稼働した清掃工場の施設整備
- ・安定的な全量焼却体制を確保するための施設規模の見直し
- ・建設業の働き方改革の取組の反映 など



18

「施設整備計画」についてご説明します。

23区内の清掃工場は、まず平成7（1995）年度から平成13（2001）年度に①の10工場が、平成14（2002）年度から平成20（2008）年度に②の6工場が整備されました。

同時期に集中的に整備されたこれらの清掃工場は、今後同じサイクルで整備時期を迎えるため、整備スケジュールが重複し、その分の焼却能力が低下することが従来からの課題となっています。

また、②のうち、黄色に塗られた板橋を含む5工場については、旧工場の建築躯体を再利用する「プラント更新工事」を行っており、①の時期に整備された工場よりも先に建物の耐用年数を迎えるため、優先して建て替える必要があります。

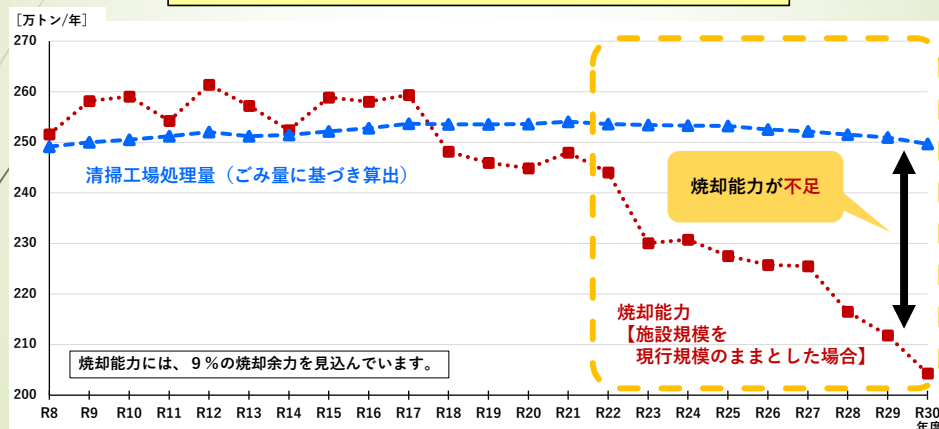
更に、建設業の働き方改革の取組に伴う整備期間の延長といった新たな課題にも対応していかなければなりません。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画（令和8年7月改定）について

(2) - 2 施設整備計画

焼却能力の推移（施設規模を現行のままとした場合）



19

こちらは、今後の施設整備において、施設規模を現行のままとした場合のスケジュールを基に、各年の焼却能力の推移を表したグラフです。

青い折れ線はその年に清掃工場で処理しなければならない量である「清掃工場処理量」を、赤い折れ線は各工場の施設規模を現行のままとして整備を行った場合の焼却能力を表しています。

23区内では、清掃工場の敷地に限りがあるため、建替工事では、稼働している清掃工場を停止して解体したのち、建設工事を行います。そのため、建替工事の期間中は、その施設分の焼却能力が失われることとなります。

また、建替工事の工期は長期化しており、9年～10年程度の期間が必要となる見込みです。23区には清掃工場が22施設あり、これまでは同時期に2～3施設の建替工事を行っていましたが、今後は、4～5施設を同時期に建て替える必要があり、その分、焼却能力の低下が大きくなります。

この建替工事の重なりは一時的なものではなく、将来にわたり続いていきます。

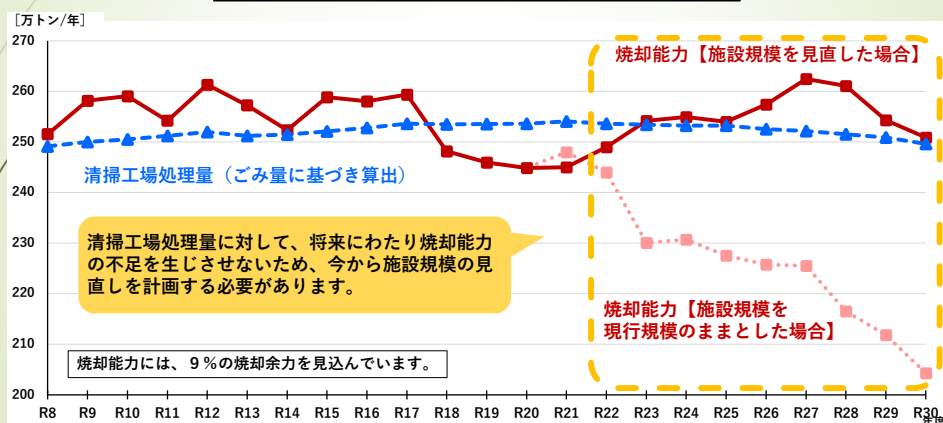
そのため、黒い矢印で示す通り、予測される清掃工場処理量に対し、焼却能力が不足することが見込まれます。

一般廃棄物処理基本計画について

(2) 第6次計画(令和8年7月改定)について

(2)-2 施設整備計画

焼却能力の推移(施設規模を見直した場合)



20

そこで、第6次計画の計画期間内に施設整備を行う清掃工場のうち、現在休止中の灰溶融設備を併設している板橋、多摩川、足立、品川、葛飾の5工場については、灰溶融炉を焼却炉に再び置き換え、施設規模の見直しを行うことで、将来にわたり安定的な全量処理体制を確保します。

なお、同時期に整備した世田谷清掃工場については、同様の考え方により、前回の計画にて規模の見直しを行い、今年から工事が始まっている状況です。

工場名	しゅん工 年月	施設規模	計 画 期 間																			参考期間 R23年度～ R30年度 (2041～ 2048)
			R8 年度 (2027)	R9 年度 (2028)	R10 年度 (2029)	R11 年度 (2030)	R12 年度 (2031)	R13 年度 (2032)	R14 年度 (2033)	R15 年度 (2034)	R16 年度 (2035)	R17 年度 (2036)	R18 年度 (2037)	R19 年度 (2038)	R20 年度 (2039)	R21 年度 (2040)	R22 年度 (2041)					
有 明	H7.12	200トン ×2.0	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	整備予定				
千 歳	H8.3	600トン ×1.0	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	整備予定				
墨 田	H10.1	600トン ×1.0	29	30	31	リニューアル:500ト			1 (36)	2 (37)	3 (38)	4 (39)	5 (40)	6 (41)	7 (42)	8 (43)	整備予定					
新江東	H10.9	600トン ×3.0	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	廃止予定				
(未定)	(未定)	(未定)												建設:1,200ト								
港	H11.1	300トン ×3.0	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	整備予定				
豊 島	H11.6	200トン ×2.0	27	28	延命化		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	整備予定				
洗 谷	H13.7	200トン ×1.0	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定				
中 央	H13.7	300トン ×2.0	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定				
板 橋	H14.11	300トン ×2.0	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	建替(解体/建設):900ト														
多摩川	H15.6	150トン ×2.0	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	建替(解体/建設):600ト													
足 立	H17.3	350トン ×2.0	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	建替(解体/建設):900ト										
品 川	H18.3	300トン ×2.0	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	建替(解体/建設):900ト									
葛 飾	H18.12	250トン ×2.0	20 (51)	21 (52)	22 (53)	23 (54)	24 (55)	25 (56)	26 (57)	27 (58)	28 (59)	29 (60)	30 (61)	31 (62)	32 (63)	33 (64)	建替(解体/建設):900ト					
(新) 大 田	H26.9 H24.9(廃止)	300トン ×2.0	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26					
第一	H23.3 H21.3(廃止)	200トン ×3.0	30 (37)	31 (38)	32 (39)	33 (40)	34 (41)	35 (42)	36 (43)	37 (44)	38 (45)	39 (46)	40 (47)	41 (48)	42 (49)	43 (50)	廃止予定					
練 馬	H27.11	250トン ×2.0	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25					
杉 並	H29.9	300トン ×2.0	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23					
光が丘	R3.3	150トン ×2.0	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	整備予定				
目 黒	R5.3	300トン ×2.0	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	整備予定				
江戸川	R9.5 (予定)	300トン ×2.0	建替(解体/建設):600ト				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			
北	R12.11 (予定)	300トン ×2.0	建替(解体/建設):600ト				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
世田谷	R15.12 (予定)	300トン ×2.0	建替(解体/建設):600ト				1	2	3	4	5	6	7									

21

こちらが、第6次計画における清掃工場の施設整備スケジュールです。

今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えるとともに、ごみ量推計に対して焼却能力が過大・過少とならないよう、23区内の焼却能力のアンバランス是正などを考慮した計画としました。

計画期間内に建設・建替えが始まる7つの清掃工場のうち、赤枠の中の板橋をはじめとする5工場については、先ほどご説明した将来の焼却能力の低下に備えるため、施設規模の見直しを行います。

その他に、4行目にある新江東清掃工場は、その下の行にある新たな清掃工場を先に建設し、しゅん工後に現工場を廃止する予定です。なお、23区内における焼却能力のアンバランスの是正を図るため、新工場の施設規模は日量1,200トンとしています。

さらに、赤枠の下、大田清掃工場の第一工場は、焼却能力の不足に対応するため急ぎよ再稼働したものですが、今後耐用年数を迎えるため、令和21(2039)年度末をもって廃止する予定としています。

清掃工場の施設整備では、板橋で採用する建替工事のほか、リニューアル工事や延命化工事などを活用し、整備時期や整備費用の平準化とともに焼却能力を確保できるよう計画しています。

板橋清掃工場建替事業説明会

ご清聴ありがとうございました



東京二十三区清掃一部事務組合 22

ご説明は以上です。

本日は板橋清掃工場建替事業説明会にご来場いただき有難うございました。